

川崎市公告第1032号

(仮称) 川崎日進町計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書及び要約書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和8年7月8日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

1 指定開発行為者

名 称： 住友不動産株式会社

代表者： 分譲開発事業本部 企画管理部長 茂木哲也

所在地： 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称) 川崎日進町計画

(2) 種類

高層建築物の新設 (第 2 種行為)

住宅団地の新設 (第 3 種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区日進町 3-7

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

共同住宅の新設

(2) 内容

敷地面積 : 約 3,740 m²

延べ面積 : 約 35,000 m²

最高高さ : 約 125m

5 指定開発行為の施行期間

令和 9 年 6 月～令和 1 2 年 1 1 月 (予定)

6 条例環境影響評価準備書の要旨

第 1 章 指定開発行為の概要

第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第 3 章 環境影響評価項目の選定等

第4章	環境影響評価
第5章	環境保全のための措置
第6章	環境配慮項目に関する措置
第7章	環境影響の総合的な評価
第8章	事後調査計画
第9章	関係地域の範囲
第10章	その他
資料編	

7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和8年7月8日（水）から令和8年8月21日（金）まで

(2) 場所及び時間

ア 川崎市

川崎区役所2階、幸区役所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、川崎区役所及び幸区役所は第2・4土曜日の午前8時30分から午後0時30分は行います。

イ 横浜市

鶴見区役所、みどり環境局環境影響評価課

午前8時45分から午後5時まで（みどり環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※縦覧開始日（7月8日）は、午前10時から縦覧を行います。